

社援基発 0826 第 1 号
令和 8 年 8 月 26 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right)$ 民生部局（長）御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)

「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について（平成 23 年度税制改正関係）」
の一部改正について

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

今般、「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について（平成 23 年度税制改正関係）」（平成 23 年 8 月 2 日付け社援基発 0802 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）参考様式 1 について、別紙のとおり改正しましたので通知いたします。

つきましては、関係者等への周知について特段の御配慮をお願いいたします。

(別紙)

(参考様式1)

令和 年 月 日

〇〇知事（市長）様

法人の名称
代表者の氏名

税額控除に係る証明申請書

租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第26条の28の2第1項に規定される要件を満たしていることについて証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請する要件

- ☐ <要件1>第4号イ（2）に規定された要件
- ☐ <要件2>第4号イ（1）に規定された要件

2. 実績判定期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3. 添付書類

- ☐ 寄附金受入明細書
- ☐ チェック表

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第4号ロに規定された書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。